

第三回福生市議会 定例

会会議録(第十号)

昭和六十二年九月十二日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番	林田 武君	二番	在原 博君
三番	村野 和一郎君	四番	石川 泰一君
五番	赤星 行人君	六番	齋藤 要君
七番	井上 寅吉君	八番	石川 保君
九番	上野 重勝君	十番	木村 徳藏君
十一番	原 敏子君	十二番	遠藤 洋一君
十三番	小野沢 久君	十四番	仲村 清信君
十五番	加藤 謹之助君	十六番	高水 惣八君
十七番	東田 正治君	十八番	堀川 實君

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	森田治男君	二十二番	村尾栄次君
二十三番	田村市郎君	二十四番	関米吉君

一 欠席議員は次のとおりである。

十一番	木村	十二番	木村
十三番	木村	十四番	木村
十五番	木村	十六番	木村
十七番	木村	十八番	木村
十九番	木村	二十番	木村
二十一番	木村	二十二番	木村
二十三番	木村	二十四番	木村

一 欠員は次のとおりである。

なし

第三回市議会

会合議決(第十号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議長	井上久男君	議事係長	島田幸治君	臨事速記事務補佐員	川久保友子君
----	-------	------	-------	-----------	--------

出席説明員は次のとおりである。

市長	田村匡雄君	助役	古谷徳男君
収入役	高水求五君	総務部長	森田猛君
企画財政部長	内田和雄君	建設部長	浅見裕康君
市民部長	古谷正夫君	衛生部長	生子国利君
建設部長	森田進君	教育次長	須崎進君
監査委員	小野光朗君	選挙管理委員	篠崎寛君
事務局長		会事務局長	

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十一年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月十二日（金）午前十時

日程第一 議案第五十六号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第五十七号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三 議案第五十九号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四 議案第六十号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五 議案第六十一号

昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第四号）（審査報告）

日程第六 議案第六十二号

昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第七 議案第六十三号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第八 議案第六十四号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第九 陳情第六十一―一三号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書（審査報告）

日程第十 陳情第六十一―一五号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書（審査報告）

日程第十一 陳情第六十一―一四号

少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める陳情書（審査報告）

日程第十二 議案第六十七号

昭和六十年度福生市一般会計決算認定について

日程第十三 議案第六十八号

昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第十四 議案第六十九号

昭和六十年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

日程第十五 議案第七十号

昭和六十年度福生市福生都市計画事業福生土地区画

日野集十五 議案第六十号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定について

日野集十四 議案第六十一号

整理事業会計決算認定について

日程第十六 議案第七十一号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十七 議案第七十二号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について

日程第十八 議案第七十三号

福生第三市営住宅建築工事請負契約

日程第十九 議案第七十四号

少額貯蓄非課税制度の現行維持に関する意見書

日程第二十 請願第六十一号

合成洗剤をなくし安全な石けんの普及を求める請願書

日程第二十一 陳情第六十一号

マンション建設に関する陳情書

日程第二十二 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十三 特定事件の継続調査について

午前十時二分 開議

○議長(森田治男君) ただいまから昭和六十一年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(森田治男君) この際、署名議員の一部に欠員がありますので、補充いたします。
十五番 加藤謹之助君
と署名議員として補充いたします。

○議長(森田治男君) この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

(井上議会議務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

二、意見書の受理について(別添参照)

三、請願、陳情の受理について(別添参照)

四、昭和六十一年七月分例月出納帳直の結果について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終りました。

○議長(森田治男君) 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、去る十日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず、日程でございますが、新たに市長から送付されました追加議案——昭和六十年度一般会計決算認定について、ほか六議案と、議会側から、意見書、請願書、陳情書の三件を新たに日程に組み入れました。

次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付のとおり各委員長から提出されました査査報告を最初にお願ひし、その後、新たに提案されました議案下の審議をお願いすることといたしました。

次に、新たに提案されました議案の取り扱ひでございますが、昭和六十年度の各会計の決算及び請願、陳情につきましては、お手元に御配付のとおり各委員会に付

託することといたしました。特に昭和六十年度一般会計決算につきましては、特別委員会を設置して審査することといたしました。

また、日程第十八及び日程第十九の二議案については、慎重審議の上、即決をお願いすることと議運としては決定をいたしております。そして、日程第九及び日程第十については一括上程することといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事名刺からの申し出もあり、また、議会側からも協議を願うこともあり、特に議会側の一併については本日の日程との関連もありますので二回に分けて開催することといたしました。一回目は、日程第十二の昭和六十年度一般会計決算の上程前にお願ひし、二回目は、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願ひ申し上げて、報告いたします。

○議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森田吉男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第五十六号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でございますので、議案第五十六号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。(議案不審査報告書) 別添参照

まず、本案の議案内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地方自治法の改正の公布時期と本条例の公布時期との関係について質疑があり、理事者より、例規の解釈上、市条例が法を引用している場合は当然同日とするのが筋であるが、実質的には条例の施行効果からすると、さかづいて同日適用の規定を設けても実効がないので、従来からこのような手法をとって

いるとの答弁がなされました。

また、委員より、当市において土地信託制度の対象となるものの可能性について質問があり、理事者より、企業性もあり、相当の高度利用地域でないとい採算的に難しいことから、当市の土地価格、業務施設の需要という面から見、該当となる土地は、まだ持ち合せていないとの予測をして、いるとの答弁がなされました。

さらに、委員より、土地信託による利潤の自己財源としての使用と、ついでに質疑があり、理事者より、土地信託による利潤は一般財源として活用できるものである。しかし、信託しても企業性が計画どおり発揮できない場合、二十年後に負担がついて、当市に返ってくることもあるという危険性も含んでいるとの答弁がなされました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞご当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。して、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田吉男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終了します。

これより議案第五十六号について採決いたします。

本会に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第二 議案第五十七号 福江市児童育成手当条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第五十七号について審査

報告をさせていただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず、本会不審査に当たって理事より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、この手当は毎年改定されているが、受給者は何人くらいいるか、減っているか、減っているかという質疑がなされ、理事より、育成手当は、昨年五百七十九名が六百十七名とふえ、障害者手当は、昨年五十二名から五十三名とふえている。育成手当は、父または母がいなくなった場合は受給資格ができるので離婚等からふえるというしてふえてくるのではないかと答弁がなされました。

また、委員より、児童育成手当の受給者数について近隣の状況と、また、この中で交通遺児の方がどれくらいいるのかという質疑に対し、近隣の状況は、六月末現在で、昭島六百二十人、青梅四百六十七人、秋川二百二十四人、羽村三百十九人、瑞穂百六十六人で、交通遺児についてはわからないと答弁がありました。

また、委員より、この手当を受給されている方々の原因も調べて教育委員会へも資料を提供し、一体となって福生市を考えていくという旨で、こういうことを調べてみてほしい。また、交通遺児を救えるような行政であってほしいと、かねてから思っているのを研究してほしいとの意見がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田右男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十七号について採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長(森田右男君) 日程第三議案第五十九号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に対しする、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第五十九号につきまして委員会における審査概要を報告させていただきます。

なお、お手元にご覧います審査報告書目の朗読は省略をさせていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本会不審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、所得制限があることだが、一千万円、二千万円の所得がある場合は手当はどれになるのか。また、受給者を扶養している家族が高額所得者である場合、どのような質疑に対し、理事者より、六十五歳より七十歳未満の方は所得制限の基準額を超えると支給額は二万円となる。これはあくまで本人の所得が基準となるので、家族が高額所得者であっても関係ないとの答弁がなされました。

委員より、この手当は申請型式であるが、病院に入院された方も対象となるので、それらの方々のアピル、または所得の関係では六名対象者があるというのとだが、それらの方たちへの手続をとっていただくという連絡をするのか、どのような質疑がなされ、それに対し、ことしは四月、十月と広報に掲載する。毎年、二回、三回広報でPRするが、なるべく多くしていきたいと思う。現在、支給している方とは、継続の申請をされるよう通知する旨答弁の後、お諮りいたしましたところ、入会員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。
審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十九号について採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案五十九号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第六十号、福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会につきは、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行入君登壇)

○厚生委員長(赤星行入君) 御指名がございましたので、議案第六十号について審査報告をさせていただきます。

ひい、お手元に御配付されております審査報告書目の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本要不審査に当たって理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りまして、とう、質疑もいく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告いたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第六十号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第五議案第六十一号 昭和六十一年度厚生市一般会計補正予算(第四号)と議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので各委員長から報告をお願いします。まず、総務委員長 井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第六十一号中総務委員会所管分につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。